

## 食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会開催要領

### 第1 趣旨

食品の安全性に関する情報は、科学的に正確であるべきであるが、一方で、様々な情報が氾濫しており、それらに対する判断や対応について、国民と関係者との共通認識が形成されていない場合には、結果として混乱や誤解を招くことにつながりかねない。

食品の正確なリスク認知のためには、情報を受け取る国民自らが情報を選別し、その情報に基づき適切に判断しなければならないが、そのためには行政やマスメディアなど情報を発信する立場の者は国民が理解しやすい情報発信を行うことが必要であり、リスクコミュニケーションの推進が重要となる。

これらの課題について検討するため、食品のリスクに関する考え方や情報提供のあり方等について関係者と幅広く意見交換を行い、その意見等を広く国民等関係者に情報提供するとともに行政の参考とする。

### 第2 懇談会のテーマ

- 1 食品のリスクに対する考え方、共通認識の形成の仕方
- 2 食品の安全性に関する情報発信のあり方、受け止め方

### 第3 構成

- 1 懇談会は、消費者、報道関係者、学識者等幅広い分野の者をもって構成する。
- 2 懇談会は、必要に応じて、構成員以外の者の意見を聴く。

### 第4 座長

- 1 懇談会に座長を置き、構成員の互選によって選任する。
- 2 座長は、懇談会を統括する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

### 第5 運営

- 1 懇談会は、厚生労働省食品安全部長が構成員の参集を求めて開催する。
- 2 懇談会の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 会議は、原則として公開で行う。
  - (2) 会議の資料は、会議終了後厚生労働省ホームページ等において公開する。
  - (3) 会議の議事録については、会議の終了後、構成員の了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等において公開する。
- 3 座長は、上記によりがたい場合が生じた際には、懇談会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

### 第6 その他

懇談会の庶務は、医薬食品局食品安全部企画情報課が行う。